

## 事前評価調書

I 事業概要						
事業名	治山事業（小規模治山事業（治山施設機能向上））					
地区名	豊田市東渡合町日向東					
事業箇所	豊田市東渡合町日向東					
事業のあらまし	既設治山施設の機能向上を図ることにより山地災害を防止する。					
事業目標	【達成（主要）目標】 法枠工を既設治山施設の上部法面に施工することで、治山施設下部の溪流への土砂流出を防止する。					
事業費	事業費		内訳			
	4百万円	■工事費 4百万円、□用補費 百万円、□その他 百万円				
事業期間	採択予定年度	平成26年度	着工予定年度	平成27年度	完成予定年度	平成27年度
事業内容	法枠工を120㎡設置する。					
II 評価						
①事業の必要性	1) 必要性	当該地域では、既設谷止工及び流路工により荒廃溪流復旧がなされたが、治山施設隣接の山腹の荒廃が進み山地災害の発生の恐れが懸念されている。地元からの要望も強いため、治山事業の実施が必要である。				
	判定	A	A： 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B： 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。 【理由】 山地災害の未然防止を図る上で、当該地域における事業実施が必要であるため。			
②事業の実効性	1) 事業計画	平成27年度に工事を4百万円で行う計画となっている。 事業期間は平成27年度で、総事業費は4百万円の予定である。				
	2) 地元の合意形成	合意済み				
	判定	A	A： 事業計画の実効性が期待できる。 B： 事業計画の実効性が期待できない。 【理由】 地域住民の生命・財産を守る上で事業実施が必要である。			
III 対応方針						
妥当	事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。					
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容						
■対象（事業完了後5年目） □対象外 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】  【主な評価内容】 治山施設の整備状況						